



保育園等 入園申込に係る確認書

③

以下の確認事項をよくお読みのうえ、各項目左部分の「□」にチェックをしてください。（項目1～5:すべての方、項目6～8:該当する方）



【共通項目】 全ての方が内容を確認してください

1. 申請される全ての方に該当する項目	チェック
就労証明書の内容や、自営申立書の書類等、申請内容に虚偽はありません。 事実と異なる場合には、内定、入所決定を取り消すことがあります。	☐
証明書類の記載内容に整合性がない場合や、他の書類に不明な点がある場合には、保護者や勤務先等に問い合わせを行うことがあります。	☐
2. 不備書類について	チェック
不備があった書類は、提出締切日までに必ず提出してください。 提出できない場合には、利用調整にかけることができないため、入園できません。	☐
3. 利用調整について	チェック
入園の利用調整は、保育の必要性を点数化し、高い点数から優先度を決定します。 その結果、 <u>希望通りの園にならない</u> こともあります。	☐
入園を希望する保育園等を6か所（第1希望～第6希望）を記入してください。 希望施設に空欄がある場合で、記入されている施設で利用調整ができない時は、 <u>不承諾となります。</u>	☐
きょうだい既に園に入園している場合や、きょうだい同時に申し込む場合でも、 <u>同じ園になるとは限りません。</u>	☐
申込児童のきょうだいに、保育所保育料、延長保育料及び給食費実費徴収金に滞納がある場合、点数が減点されます。早急に納入、若しくは支払い計画を提出していただくようお願いします。	☐
4. 保育料の算定について	チェック
保育料は、世帯の課税額により算定されます。離婚されていても <u>児童と同居</u> している場合や、別居されても <u>戸籍上児童の親権者</u> である場合、父母の税額を合算のうえ、保育料を算定します。	☐
ひとり親の場合で、世帯内に同一の生計者が存在する場合、父母とみなし、税額を合算のうえ、保育料を算定する場合があります。	☐
父母がともに非課税の場合、同居している <u>祖父母のどちらかを「家計の主宰者」として合算し</u> 、保育料を算定します。	☐
5. 入園後の注意点	チェック
入園が決定した後、要件（就労、産前産後、疾病・障害など）の変更や、勤務時間の変更、住所異動や世帯構成などに変更が生じた場合には、変更届を速やかに園、若しくは市役所こども未来課に提出してください。	☐
入園中、長期（1か月以上）の欠席の場合には、退園の措置がとられます。	☐

【該当される方】 右の該当欄にチェックをし、内容を確認してください。

☐ 該当	6. 未転入の方	チェック
	入所月中（例：4月入園の場合4月中）に転入できない場合、内定が取り消されることがあります。	☐
☐ 該当	7. 育児休業中で復職予定の方	チェック
	入園月には必ず復職してください。また、復帰後の勤務時間等を正確に記載された就労証明書を提出してください。なお、入園月中に勤務実績が無い場合は、月末で退園となる場合があります。	☐
☐ 該当	8. 求職中の方	チェック
	求職中の場合、入園期間は1か月となります。入園が決定した場合、1か月以内に就労証明書等を提出してください。	☐

江南市長 あて

教育・保育給付認定および保育所等の利用申込みにあたり、以上の確認事項について同意します。

（署名欄） 同意年月日 令和 年 月 日

保護者氏名

児童氏名